

「移住・交流の促進」&「まちづくり事業」に取り組む団体を応援します!!!

補助対象団体

- 町内に在住、在学、または在勤の者5人以上で構成され、町内に活動拠点を有する次の団体。
- ①政治活動、宗教活動、営利活動等を目的としない団体。
 - ②団体を構成する全ての者について、町税および使用料等の滞納がない団体。

八峰町まちづくり活動支援事業

1 補助対象事業

補助金の対象となる事業は、「少子高齢化対策」「空き家対策」「休耕地対策」「買い物弱者対策」など、地域が抱える課題解決につながる事業。
※補助金の交付を受けることができる事業は、一団体あたり3事業までです。

2 補助対象経費

上記、補助対象事業の実施に要する経費

3 補助対象外経費

- (1) 既存の施設等の維持管理および更新に係る経費
- (2) 団体の構成員に対する賃金、謝礼、食糧費 等

4 補助金額

補助対象経費の2/3、または50万円のいずれか低い方の額。(1,000円未満切り捨て)
※同一事業を継続して実施する場合、2年目の補助率を1/2以内、3年目の補助率を1/3とします。

5 応募期限

令和元年6月28日(金) ※申請者によるプレゼンにより、事業の採択を決定します。



里山の休耕地をジュンサイ沼に整備

八峰町交流促進事業

1 補助対象事業

- (1) 移住定住を促進するための体験活動事業(移住ツアー、田舎暮らし体験ツアー等)
 - (2) 交流人口の増加を図るための体験活動事業(町の資源を活かしたグリーン・ツーリズム等)
- ※補助金の交付を受けることができる事業は、一団体あたり2事業までです。

2 補助要件

次の(1)から(4)を含む要綱で定める全ての要件を満たす事業

- (1) 八峰町内を会場に実施される事業であること
- (2) 町内在住者を除く参加者が10名以上であること
- (3) 宿泊を伴う場合は、町内の宿泊施設を利用すること
- (4) 町やマスメディアの取材等に協力すること 等

3 補助対象経費

上記、補助対象事業の実施に要する経費

4 補助対象外経費

- (1) 既存の施設等の維持管理および更新に係る経費
- (2) 団体の構成員に対する賃金、謝礼、食糧費 等

5 補助金額

補助対象経費の10/10、または30万円のいずれか低い方の額。(1,000円未満切り捨て)

6 応募期限

令和2年1月31日(金) ※要件を満たす申請であれば、随時、交付決定します。(先着順)



町外の人々が多数参加したワークショップ

問合せ先

八峰町企画財政課 企画係 (佐藤、長門)

〒018-2502 八峰町峰浜目名瀧字目長門118番地

☎0185-76-4603 Fax0185-76-2113 mail:kikaku@town.happou.akita.jp



選手募集!

秋田25市町村対抗駅伝 ふるさとあきたラン!

10月6日に開催される第5回「秋田25市町村対抗駅伝ふるさとあきたラン!」の出場選手を募集しています。興味のある方はぜひご連絡ください。

期 日 開会式 令和元年 10月5日(土)
競 技 令和元年 10月6日(日)

会 場 鹿角市「湯の駅おおゆ」を発着点とする鹿角市内循環特設コース

区 間	走 者	距 離
第1区	小学男子	1.4 km
第2区	小学女子	1.0 km
第3区	壮 年	4.1 km
第4区	中学女子	3.0 km
第5区	中学男子	3.4 km
第6区	高校男子	5.3 km
第7区	一般男子	7.9 km
第8区	一般女子	2.8 km
第9区	高校女子	3.6 km
		32.5 km



第2回大会(横手市)の様様



第4回大会の選手たち(男鹿市)

募集選手及び条件

募 集 選 手	条 件
小・中学生(男・女)	学校の所在地または保護者の居住地が八峰町であること。
高 校 生(男・女)	学校の所在地、卒業中学校の所在地、保護者の居住地が八峰町であること。
一 般(男・女)	社会人もしくは大学生・専門学校生等であること。 学生の場合は学校の所在地、出身地または保護者の居住地が八峰町であること。 学生以外の場合は居住地、出身地または勤務地が八峰町であること。
壮 年(男女不問)	令和元年10月6日現在で満40歳以上であること。

その他 合同練習を予定しています。
ユニフォーム、チームジャージを支給します。

締 切 6月7日(金)

問合せ 八峰町教育委員会生涯学習課 TEL:0185-76-2323

